

平成29年度

労働保険 年度更新 申告書の書き方

提出は管轄の都道府県労働局・労働基準監督署・金融機関・郵便局へ

申告・納付は6月1日(木)から7月10日(月)までに

年度更新申告書の書き方等については、コールセンターへお問い合わせください。
(電話番号) 0120-335-546 ※詳細は同封のリーフレットをご覧ください。

◎申告書記入にあたっての注意事項◎

- (1) 枠に記入する数字は、黒ボールペンを使って、申告書右上部の標準字体にならって丁寧に記入してください。また、ボールペンのかすれや枠からのみだしがないように注意してください。

<訂正方法>

0	1	2	3	4	5	6	7
0	2	3	4	5	6	7	8

 訂正印は不要です。

なお、領収済通知書(納付書)に記入する内訳・納付額の金額の訂正はできません。書き損じたときは、同一都道府県内の新しい領収済通知書を使用してください。

(最寄りの監督署、労働局等に用意してあります。)

- (2) 申告書の数字を機械印字する場合も同様に標準字体に近似した字体を使用してください。

なお、数字が小さいと誤読の原因となりますので注意してください。

- (3) 領収済通知書の 枠には金額の頭に「¥」記号を記入してください。
(4) 申告書及び領収済通知書(納付書)にあらかじめ印書してある数字(保険料率等)、文字は訂正しないでください。

- ・ 現在、労働者がいない場合、または納付が困難な場合でも申告書の提出は必要です。
 - ・ 期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・一般拠出金の10%)を課す場合がありますので注意してください。
 - ・ 申告・納付期日最終日である7月10日(月)は、労働局・監督署・金融機関・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。
 - ・ 電子申請なら、ご自宅・オフィスのパソコンで24時間申告・納付が可能です(詳しくはP.35を参照)。
 - ・ 口座振替により、保険料・一般拠出金を納付することができます(詳しくは裏表紙を参照)。
- ※年度更新手続期間内に年度更新申告書の提出がないと全期・第1期分の口座振替納付の処理を行うことができませんのでご注意ください。

主な事項の目次

①	申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法	P.3
②	年度更新手続のしかた	P.4
③	申告書作成までの流れ	P.6
④	石綿（アスベスト）健康被害救済のための 「一般拠出金」の申告・納付について	P.7
⑤	一括有期事業報告書（建設の事業）の書き方	P.8
⑥	一括有期事業総括表の書き方・記入例	P.10
⑦	建設の事業の申告書の書き方・記入例	P.12
⑧	林業の事業の申告書の書き方・記入例	P.14
⑨	確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合（充当する場合）の記入例	P.16
	記入例 1 労働保険料のみ充当した場合の例	P.17
	記入例 2 一般拠出金のみ充当した場合の例	P.18
	記入例 3 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例	P.19
	記入例 4 今年度元請工事を行わなかったが、概算保険料の次年度繰越しを 希望する場合	P.20
	記入例 5 充当後還付額が出る場合	P.21
	記入例 6 事業を廃止した場合の例	P.22
⑩	還付請求する場合について	P.26
⑪	その他の注意事項	P.27
	一括有期事業「メリット」制適用事業場に対する労災保険率表	P.29
⑫	法人番号の記入について	P.30
⑬	一括有期事業報告書・総括表作成のチェックポイント	P.30
⑭	事業主・事業の名称・所在地・事業の種類（業種）等を変更した場合について	P.31
⑮	電子申請による年度更新手続について	P.31
⑯	労災保険率適用事業細目表	P.32
⑰	有期事業の一括ができる都道府県労働局の管轄区域一覧表	P.34
⑱	年度更新手続はパソコンから行うことができます!!	P.35
⑲	口座振替について	P.38
⑳	年度更新よくある質問	P.39

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続が必要です。これが「**年度更新**」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は**6月1日**から**7月10日**までの間に行ってください。

手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%）を課すことがあります。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「**保険年度**」といいます。）を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、**その事業の種類ごと**に定められた**保険料率**を乗じて算定します。

◎口座振替についてお知らせがあります。詳細は裏表紙をご覧ください。

1 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法

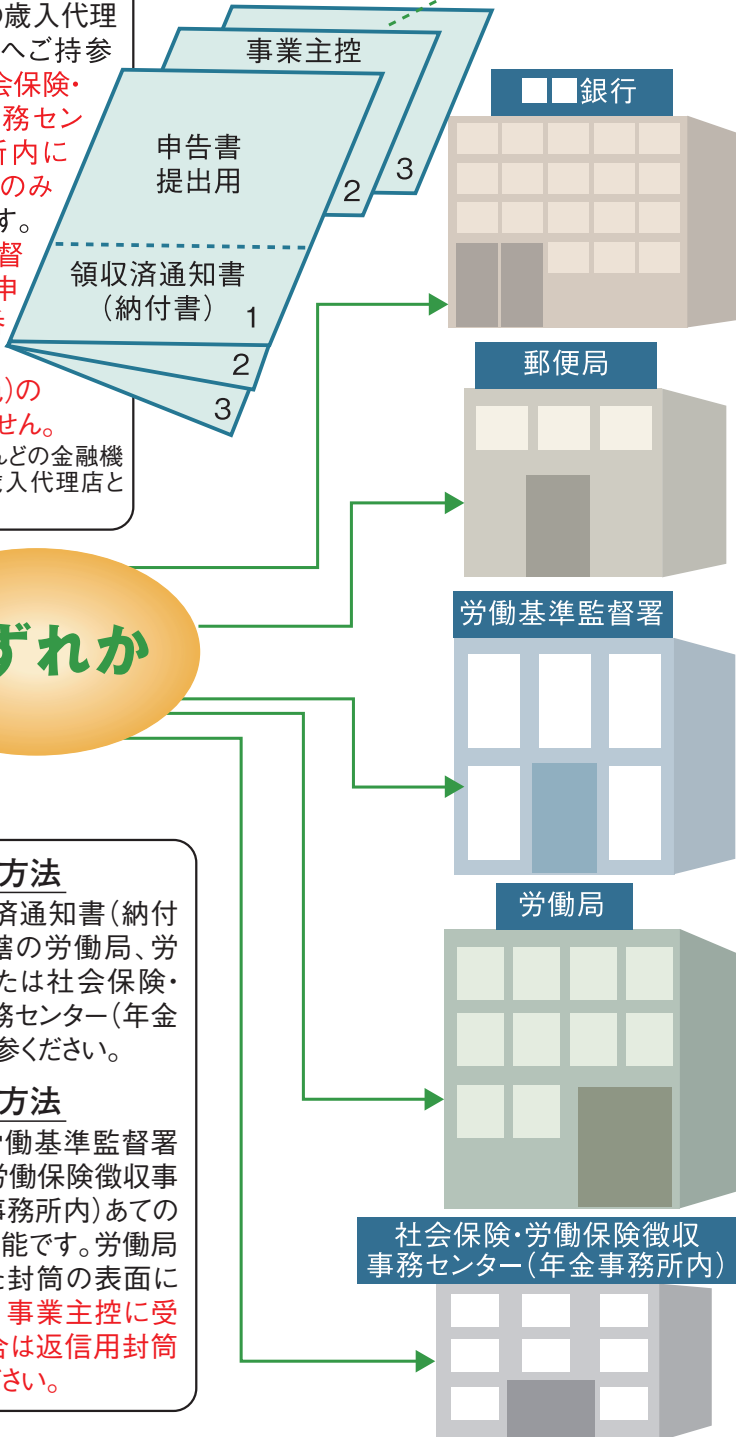
申告書を作成したら、下記の方法により提出・納付します。

事業主控は保存しておく

〔事業主控に受付印が必要な場合は、労働局又は労働基準監督署へ提出用と控を一緒にご提出ください。〕

申告書の2枚目と3枚目の上部を切り離し、労働保険料と一般拠出金を添えて管轄の労働基準監督署、労働局、日本銀行の歳入代理店(※)のいずれかへご持参ください。また、**社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内に設置)**では申告書のみ受付を行っています。なお、労働基準監督署では、所掌3の申告書(労働保険番号の3桁目が「3」のもの:藤色と赤色)の申告・納付はできません。

※郵便局を含むほとんどの金融機関が日本銀行の歳入代理店となっています。



銀行や郵便局(ゆうちょ銀行)へ**申告書と納付書を切り離さず**にお出しになれば申告書(提出用)は労働局あて送付されますが、もし返却された場合はお手数ですが、管轄の労働局あてに郵送ください。なお、口座振替を利用されている事業主の方は、金融機関に提出できません。

一括有期事業報告書、一括有期事業総括表は銀行や郵便局及び社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)では受付することができませんので、管轄の労働基準監督署・労働局にご持参いただくか、郵送ください。

報告書

総括表

来庁による提出方法

申告書及び領収済通知書(納付書)は3枚とも管轄の労働局、労働基準監督署または社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)へご持参ください。

郵送による提出方法

管轄の労働局、労働基準監督署または社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)あての郵送での提出も可能です。労働局の住所は送付した封筒の表面に記載しております。**事業主控に受付印が必要な場合は返信用封筒を必ず同封してください。**

●労働保険料の納期(平成29年度)

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日

- ★申告・納付期日最終日である7月10日(月)は、労働局・監督署・銀行・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。
- ★第2期、第3期の納付書は各納付期限の概ね10日前に送付いたします。
- ★納付を怠った場合、延滞金が徴収されます(年率9.0%。ただし、初めの2ヶ月間は延滞金軽減法の適用年率で計算されます。)

2 年度更新手続のしかた

● 年度更新手続

建設の事業では、一括有期事業の保険料算定のため、**一括有期事業総括表・一括有期事業報告書**（建設の事業）が必要です。提出につきましては、管轄する労働基準監督署または労働局をお願いします。（金融機関は申告書のみ受け取ります。）

一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表は各労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページ（URLは以下のとおり）からダウンロードできます。

また、厚生労働省ホームページには申告書の計算を行う際の参考となるよう、「年度更新申告書計算支援ツール(建設事業用)」を用意しています。是非ご利用ください。（下記URLもしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください。）

<URL><http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

● 有期事業の一括ができる工事及び区域等

建設の事業については、一つの工事に係る請負金額が1億8千万円未満（消費税額を除く（※））、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合一括して申告（徴収法第7条）することになっていますが、一括できる工事は事務所の所在地を管轄する都道府県労働局の管轄区域、又はこれと隣接する都道府県労働局の管轄区域で行う工事です。（P.34参照）

なお、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」は、全国で行う工事が一括扱いできます。

立木の伐採の事業については、素材の生産量が1000立方メートル未満でかつ概算保険料額が160万円未満の事業については、一括扱いができます。

一括有期事業の要件に該当しない事業の場合は、1現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続（これを「単独有期事業」といいます。）をすることとなります。

● 申告する工事（建設）

建設業において、一括有期事業の対象となるのは、以下の1～3のいずれの要件も満たす工事となります。

1 元請工事

元請負により、有期事業の一括扱いが出来る区域で実施した工事。

2 請負金額および概算保険料

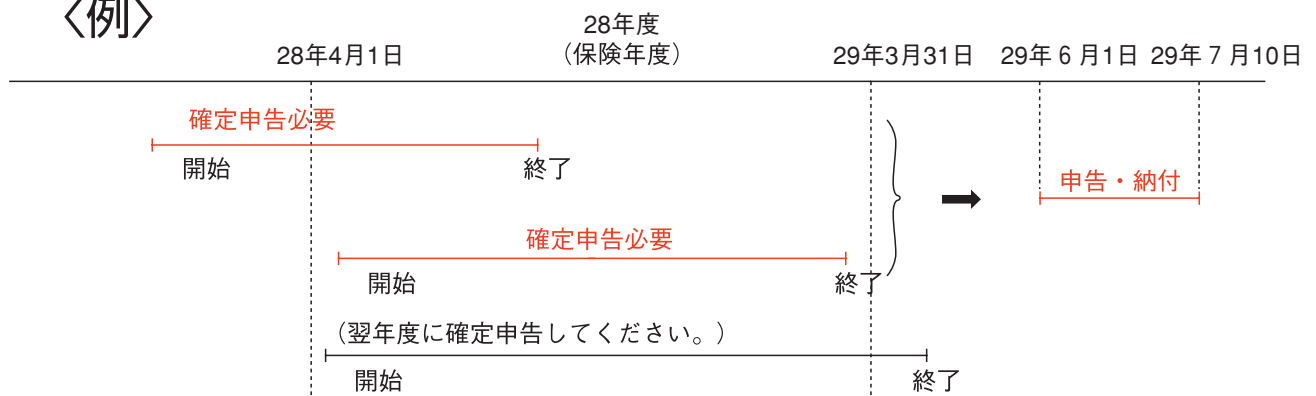
一工事の請負金額が**1億8千万円未満**（消費税額を除く（※））、かつ、概算保険料額が**160万円未満**の工事。

3 工事期間

以下に例示した**赤線**の工事、つまり、平成28年度内（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に終了した工事。

（平成28年3月31日以前に開始している工事の算入もれがないよう注意してください。）

<例>



※平成27年3月31日以前に開始された工事については、1億9千万円未満（消費税額を含む）

● 保険料の算定のしかた(立木の伐採の事業はP.14を参照してください。)

建設の事業における労災保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「請負金額」による場合があります。

1 支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。この場合、通勤手当や賞与等の一時金も算入されますからご注意ください。なお、同日に2以上の現場に従事する場合、各工事等への按分計算は認めていませんので、この場合は「請負金額」により算定してください。

2 請負金額による算定(賃金総額を正確に算定することが困難なもの)

建設の事業において、賃金総額が正確に把握し得ない場合には請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

請負金額とは、工事請負契約上の代金、つまり請負代金に、支給資材等の価額相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物(注)のみを控除したものをいいます。

※請負金額に係る消費税額の取扱いについては、P.8を参照してください。

請負代金 <small>(契約金額・施工からの金銭給付)</small>	+	請負代金に加算する額 <small>(支給材の価額相当額+貸与物の賃貸料や損料相当額)</small>	-	請負代金から控除する額 <small>下記(注)参照</small>	=	請負金額
--	---	---	---	--	---	-------------

(注) 請負代金から控除する控除対象工事用物は、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」(業種番号36)の**機械装置のみ**です。P.28を参照してください。

● その他

- 一括有期事業総括表・一括有期事業報告書は銀行や郵便局では受け付けませんので、管轄の労働基準監督署または労働局に持参または郵送してください。
- 平成28年度中に終了した元請工事がない場合は、一括有期事業総括表・一括有期事業報告書を提出する必要はありません。申告書のみを労働基準監督署または労働局へ提出してください。

事業の種類・労務費率・保険料率一覧表

業種番号	事業の種類	工事開始日が平成18年4月1日～平成21年3月31日のもの		工事開始日が平成21年4月1日～平成24年3月31日のもの		工事開始日が平成24年4月1日～平成27年3月31日のもの		工事開始日が平成27年4月1日以降のもの	
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設 ずい道等新設事業	19%	1000分の118	19%	1000分の103	18%	1000分の89	19%	1000分の79
32	道路新設事業	21	21	21	15	20	16	20	11
33	ほ装工事業	20	14	19	11	18	10	18	9
34	鉄道又は軌道新設事業	23	23	24	18	23	17	25	9.5
35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)	21	15	21	13	21	13	23	11
38	既設建築物設備工事業	21	14	22	14	22	15	23	15
36	機械装置の組立て又はすえ付けの事業	組立て又は取付けに関するもの	40	40	9	38	7.5	40	6.5
		その他のもの	21	22	21	22	22	22	
37	その他の建設事業	24	21	24	19	23	19	24	17

3 申告書作成までの流れ

※ 一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表は各労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。また、厚生労働省ホームページには申告書の計算を行う際の参考となるよう、「年度更新申告書計算支援ツール(建設事業用)」を用意しています。是非ご利用ください。(下記 URL もしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください。)

<URL> <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

Step 1

一括有期事業報告書の作成

(8~9ページ参照)

平成 28 年度中に終了した一括有期事業対象工事を一工事ごとに「事業の種類」「事業開始時期」に分けて記載する。

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業)

労働保険番号	事業の種類	事業の所在地	事業の期間	請負金額の内訳	労務費率	賃金総額
〇〇市 〇〇-〇-〇	35 建築工事 (道路建設等物設備工事種を併く)	〇〇市	28年 3月 1日 起 28年 5月 1日 迄	46,500,000	21	19,864,000
(平成26年3月31日以前工事割分)						
〇〇市 〇〇-〇-〇	35 建築工事 (道路建設等物設備工事種を併く)	〇〇市	28年 4月 1日 起 28年 4月 30日 迄	20,000,000	23	4,600,000
(平成27年4月1日以前工事割分)						
〇〇市 〇〇-〇-〇	35 建築工事 (道路建設等物設備工事種を併く)	〇〇市	28年 3月 1日 起 28年 3月 15日 迄	35,000,000	23	8,050,000
(平成27年4月1日以前工事割分)						
事業の種類				計		164,500,000
						32,644,000

前年度中(前年度開始日)に終了した一括有期事業(建設の事業)を記載する。上記の報告書は、

28年 6月 12日

〇〇労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

Step 2

一括有期事業総括表の作成

(10~11ページ参照)

一括有期事業報告書から「事業の種類」「事業開始時期」ごとに請負金額を転記し、労務費率を乗じて賃金総額を算出する。賃金総額算出後、該当する労災保険率を乗じて業種ごとの保険料額を計算する。

別添様式 労働保険等 平成28年度一括有期事業総括表(建設の事業)

労働保険番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率	保険料額
31	電力発電施設、変電等事業	28年 3月 1日 起 28年 5月 1日 迄	46,500,000	21	19,864,000	10%	1,986,400
32	道路新設事業	28年 4月 1日 起 28年 4月 30日 迄	20,000,000	23	4,600,000	11%	506,000
33	舗装工事	28年 4月 1日 起 28年 4月 30日 迄	20,000,000	23	4,600,000	10%	460,000
34	鉄道又は軌道新設事業	28年 3月 1日 起 28年 3月 15日 迄	35,000,000	23	8,050,000	9%	724,500
35	建築事業	28年 3月 1日 起 28年 3月 15日 迄	35,000,000	23	8,050,000	17%	1,368,500
38	建設建築物設備工事	28年 3月 1日 起 28年 3月 15日 迄	35,000,000	23	8,050,000	15%	1,207,500
36	機械装置の取立て又は組付けの事業	28年 3月 1日 起 28年 3月 15日 迄	35,000,000	23	8,050,000	7.5%	603,750
37	その他の建設事業	28年 3月 1日 起 28年 3月 15日 迄	35,000,000	23	8,050,000	7.5%	603,750
合計					164,500,000		5,314,500

28年 6月 12日

〇〇労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

様式第7号(第34条関係)(甲)(別表)

労働保険番号	事業の種類	事業の所在地	事業の期間	請負金額の内訳	労務費率	賃金総額
〇〇市 〇-〇-〇	35 建築工事 (道路建設等物設備工事種を併く)	〇〇市	28年 9月 1日 起 28年 4月 30日 迄	5,610,000	22	1,596,200
(平成25年9月30日以前工事割分)						
〇〇市 〇-〇〇-〇〇	35 建築工事 (道路建設等物設備工事種を併く)	〇〇市	26年 12月 1日 起 28年 5月 29日 迄	5,600,000	22	1,188,000
(平成26年10月1日~平成27年3月31日以前工事割分)						
〇〇市 〇〇-〇-〇	35 建築工事 (道路建設等物設備工事種を併く)	〇〇市	28年 4月 1日 起 28年 4月 10日 迄	6,000,000	22	1,188,000
(平成27年3月31日以前工事割分)						
〇〇市 〇〇-〇-〇	35 建築工事 (道路建設等物設備工事種を併く)	〇〇市	28年 4月 1日 起 28年 4月 10日 迄	6,000,000	22	1,188,000
(平成27年4月1日以前工事割分)						
事業の種類				計		5,912,600
						5,912,600

4

石綿(アスベスト)健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付について

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づき、事業主の皆様にご負担いただくものです。

徴収された一般拠出金は、国からの交付金、地方公共団体からの交付金、特別事業主(アスベストの製造、販売を行ってきた事業主)からの特別拠出金と併せて、石綿(アスベスト)健康被害者(労災補償の対象にならない方)の救済費用に充てられます。

(1) 対象

アスベストはすべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。そのため、すべての労災保険適用事業場の事業主に一般拠出金を負担していただくこととしています。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(一般拠出金の徴収及び納付義務)

第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合においては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

2 労災保険適用事業主は、一般拠出金を納付する義務を負う。

(2) 納付方法(納付時期) 労働保険料と併せて申告・納付します

一括されている事業であっても、個々の事業(工事等)の開始年月日が平成19年4月1日以降のもののみ申告・納付対象となります。したがって、平成29年度の年度更新では、平成19年4月1日以降に開始した工事で平成29年3月31日までに終了した工事について一般拠出金の申告・納付の対象となります。

- ①労働保険の年度更新手続
- ②事業終了(廃止)



労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

(注) 一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。延納(分割納付)はできません。

(3) 料率

一般拠出金率は、業種を問わず一律1000分の0.02です。また、労災保険のメリット対象事業場であっても一般拠出金率にはメリット料率の適用(割増、割引)はありません。

(4) 算定方法

- ① 支払賃金による賃金総額(平成19年4月1日以降新規開始事業(工事)のみ対象)
 $\text{事業主が労働者に支払った賃金総額(千円未満は切り捨て)} \times \text{一般拠出金率}(1000分の0.02)$
- ② 特例による賃金総額(工事全体の支払賃金総額を正確に把握することが困難な場合)
 $\text{請負金額} \times \text{労務費率} = \text{特例による賃金総額}$
 $\text{特例による賃金総額(千円未満は切り捨て)} \times \text{一般拠出金率}(1000分の0.02)$

(例) $1\text{千万円} \times 0.02 / 1000 = 200\text{円}$ (1円未満切り捨て)

Step 3 申告書の作成

(12~15ページ参照)

活期事業総括表で計算した賃金総額合計、保険料額、一般拠出金対象賃金総額、一般拠出金額を転記し、確定保険料一般拠出金額を計算する。
 算保険料についても記載し、確定保険料額と申告済概算保険料額との過不足を計算して、申告書を完成させる。

The image shows a detailed view of the '労働保険関係申告書(個人事業主用)' form. Red boxes and arrows highlight the fields for asbestos contribution: '労働保険料' (Labor Insurance Premium) and '一般拠出金' (General Contribution). The form includes sections for '労働保険料' (with sub-sections for '労働保険料' and '労働保険料'), '一般拠出金', and '確定保険料'. The '一般拠出金' section shows a calculated amount of 200 yen. The '確定保険料' section shows a total of 208,734 yen. The form also includes fields for '事業主' (Business Owner) and '事業内容' (Business Content).

厚生労働省から独立行政法人環境再生保全機構へ交付された一般拠出金は、機構内に設けられた石綿健康被害救済基金に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫や肺がんを発症している方及びこの法律の施行前にこれらの疾病により死亡した方のご遺族(労災補償等の対象とならない方に限る。)に対して、同基金から医療費等の支給を行います。

○ 救済に関するお問合せ先(ホームページ)は以下のとおりです

- ・独立行政法人 環境再生保全機構 <http://www.erca.go.jp>
- ・環境省 地方環境事務所 <http://www.env.go.jp/region/>

5 一括有期事業報告書(建設の事業)の書き方

- 平成28年度中に終了した一括有期対象事業(元請分)をもれなく記入し、P.32～P.33の「労災保険率適用事業細目」を参考に、「事業の種類」ごとに別葉としてください。
- 「事業の種類」を分けるにあたっては、「労災保険率適用事業細目表」(P.32～P.33)を参考にしてください。
- 右記の記入例(P.9)にならって、「一括有期事業総括表」の「事業開始時期」欄に記載された期間ごとに分けて記入し、それぞれの合計額(記入例では「小計」)も記入してください。その際、「平成27年3月31日以前のもの」については、「平成25年9月30日以前のもの」と「平成25年10月1日以降平成27年3月31日以前のもの」の期間に分けて記入してください。
- 「㊟請負代金に加算する額」欄には、工事用の資材などを支給され、または機械器具等を貸与された場合には、支給された物の価額相当額または機械器具等の損料相当額を計上してください。
- 「㊤請負代金から控除する額」欄には、請負代金の額に告示された控除対象工事用物(業種番号36の機械装置のみ認められています。P.28を参照してください。)の価格が含まれている場合、控除対象工事用物の価額相当額を計上してください。
- 賃金で算定する工事は、右記の記入例(P.9)にならって、「㊦請負代金の額」欄、「㊣請負金額」欄には該当する請負金額を、「㊢賃金総額」欄には該当する賃金総額を**かっこ書きで記入**してください。
- 請負金額は、平成27年4月1日以降に開始された工事については消費税を除いた額を、平成27年3月31日以前に開始された工事については消費税を含めた額を記入してください。
- 労務費率により保険料の算定基礎となる賃金総額を算出する場合、平成25年10月1日から平成27年3月31日までに開始した工事については、消費税率等に係る暫定措置が適用されます。
そのため、一括有期事業報告書(建設の事業)の作成にあたり、上記3の「平成25年10月1日以降平成27年3月31日以前のもの」の期間の「㊣請負金額」欄の「計(小計)」については、右記の記入例(P.9)にならって2段に分割し、**上段については消費税相当額を含めた請負金額を、下段については上段の額に108分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。)**を記入してください。

【事業の開始時期ごとの消費税額の取扱いについて】

事業の開始時期により、取扱いが以下のように異なりますのでご注意ください。

事業の開始時期	請負金額	消費税率等に係る暫定措置
①工事開始日が平成25年9月30日以前のもの	消費税を含む	適用されない
②工事開始日が平成25年10月1日～平成27年3月31日までのもの	消費税を含む	<u>適用される</u> (請負金額に108分の105を乗じる)
③工事開始日が平成27年4月1日以降のもの	消費税を除く	適用されない

○ 計算方法の例

- 事業の期間：平成25年9月1日～平成28年4月30日、請負金額8,610,000円(うち消費税額410,000円)、事業の種類が38の場合
 $8,610,000\text{円(消費税込み)} \times 22\%(\text{労務費率}) = 1,894,200\text{円(賃金総額)}$
- 事業の期間：平成26年12月1日～平成28年5月29日、請負金額5,400,000円(うち消費税額400,000円)、事業の種類が38の場合
 $5,400,000\text{円(消費税込み)} \times 105 / 108 = 5,250,000\text{円(消費税率等に係る暫定措置適用後の請負金額)}$
 $5,250,000\text{円(消費税率等に係る暫定措置適用後の請負金額)} \times 22\%(\text{労務費率}) = 1,155,000\text{円(賃金総額)}$
- 事業の期間：平成28年4月10日～平成29年3月15日、請負金額23,760,000円(うち消費税額1,760,000円)、事業の種類が38の場合
 $22,000,000\text{円(消費税抜き)} \times 23\%(\text{労務費率}) = 5,060,000\text{円(賃金総額)}$

記入例

※平成28年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

様式第7号

開始時期が平成24年3月31日以前の工事の算入漏れ、区分誤りに注意してください。開始時の年度により保険料率が異なります。

この3部は確定保険料申告の際に記載し、正、副を提出する。

労働保険 一括有期事業報告書（建設の事業）

事業主控 2 枚のうち 1 枚目

労働保険番号	府県 所管 管轄		基幹番号		枝番号		請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額		
	×	×	0	0	0	0	0	0	① 請負代金の額	④ 請負代金に 加算する額			⑤ 請負代金から 控除する額	⑥ 請負金額
事業の名称	事業場の所在地		事業の期間						④ 請負代金の額	④ 請負代金に 加算する額	⑤ 請負代金から 控除する額	⑥ 請負金額	② 労務費率	③ 賃金総額
〇〇ハイツ新築工事	〇〇市	〇〇〇-〇-〇	24年 3月 1日	28年 5月 1日					94,500,000			94,500,000	21	19,845,000
(平成24年3月31日以前 工事開始分)	(小計)		年 月 日	年 月 日								94,500,000		19,845,000
××部新築工事	××市	××-×-×	28年 4月 1日	28年 9月 30日					20,000,000			20,000,000	23	4,600,000
△△部増築工事 他8件	△△市	△△-△-△	28年 5月 1日	29年 3月 15日					35,000,000			35,000,000	23	8,050,000
(平成27年4月1日以降 工事開始分)	(小計)		年 月 日	年 月 日								55,000,000		12,650,000
事業の種類	35 建設 (施設建築物設備工事業を除く)		計						149,500,000			149,500,000		32,495,000

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

29年 6月 12日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

郵便番号(XXX - XXXX)
電話番号(XXX - XXX - XXXX)

住所 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇

株式会社 〇〇工務店
代表取締役 〇〇 〇〇

氏名 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険
労働士
記載欄

作成年月日・
提出代行者・
事務代理者の表示

氏名

電話番号

[注意]
① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以降に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。
② 社会保険労働士記載欄は、この報告書を社会保険労働士が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号(第34条関係) (甲) [別紙]

工事件数が多い場合、2枚目以降は別紙をご使用ください。

平成25年10月1日～平成27年3月31日工事開始分の請負金額の小計欄については、上段は消費税額を含めた請負金額、下段は上段の額に108分の105を乗じて得た額を記入してください。

平成25年10月1日～平成27年3月31日工事開始分の賃金総額の小計欄については、上段は個々の賃金総額の合計額、下段は「⑥請負金額」の小計欄の下段の額(暫定措置適用後の額)に労務費率を乗じて得た額を記入してください。

賃金で算定した工事を含む場合、上段は賃金で算定した合計(小計)額をカッコ書きで、下段は請負金額による賃金総額の合計(小計)額、その下の欄外に上段と下段の合計(小計)額を記入してください。

500万円未満の工事。

賃金で算定した工事を含んでいる場合は、このようにカッコをしておいてください。

平成25年9月30日以前工事開始分の小計の額と平成25年10月1日～平成27年3月31日工事開始分の小計の欄の下段の額の合算額を記入してください。

労働保険 一括有期事業報告書（建設の事業）

事業主控 2 枚のうち 2 枚目

労働保険番号	府県 所管 管轄		基幹番号		枝番号		請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額		
	×	×	0	0	0	0	0	0	① 請負代金の額	④ 請負代金に 加算する額			⑤ 請負代金から 控除する額	⑥ 請負金額
事業の名称	事業場の所在地		事業の期間						④ 請負代金の額	④ 請負代金に 加算する額	⑤ 請負代金から 控除する額	⑥ 請負金額	② 労務費率	③ 賃金総額
市営住宅内装工事	〇〇市	〇-〇-〇	25年 9月 1日	28年 4月 30日					8,610,000			8,610,000	22	1,894,200
(平成25年9月30日以前 工事開始分)	(小計)		年 月 日	年 月 日								8,610,000		1,894,200
〇〇部内装工事	〇〇市	〇-〇〇-〇〇	26年 12月 1日	28年 5月 29日					5,400,000			5,400,000	22	1,188,000
(平成25年10月1日 ～平成27年3月31日 工事開始分)	(小計)		年 月 日	年 月 日								5,400,000		1,188,000
(平成27年3月31日以前 工事開始分)	(小計)		年 月 日	年 月 日								5,250,000	22	1,155,000
××部内装工事	××市	××-××-×	28年 4月 1日	28年 5月 31日					(6,000,000)			(6,000,000)	賃金で算定	(852,600)
△△部内装工事 他10件	△△市	△△-△-△	28年 4月 10日	29年 3月 15日					22,000,000			22,000,000	23	5,060,000
(平成27年4月1日以降 工事開始分)	(小計)		年 月 日	年 月 日								(6,000,000)		(852,600)
												22,000,000		5,060,000
事業の種類	38 施設建築物設備工事業		計						(6,000,000)			(6,000,000)		計 5,912,600
									36,010,000			35,860,000		8,994,800
														8,961,500

6

一括有期事業総括表の書き方・記入例

- 一括有期事業報告書に記入していただいた工事をとりまとめるのが総括表です。
一括有期事業報告書から、総括表で分類してあります**事業の種類、事業開始時期**ごとに「一括有期事業報告書」の「請負金額」と「賃金総額」欄の金額を「一括有期事業総括表」の該当する箇所に転記してください。その額に、該当する労災保険率を乗じて**業種ごとの保険料額**を計算してください。
- 昨年度(平成28年度)にメリット制が適用されている事業場は、**昨年度送付している「労災保険率決定通知書」**により、保険料額を計算してください。
なお、この場合一括されている各事業の開始時期における労災保険率(基準料率)と当該事業の終了した日の属する保険年度のメリット増減率を用いて算出した労災保険率(メリット料率)により労災保険料を算定します。
事業の開始時期によってメリット料率が異なる場合がありますので、P.29の「一括有期事業メリット制適用事業場に対する労災保険率表」を参照してください。
1円未満の端数が出た場合は、切り捨ててください。
以上の計算を総括表で行って記入をし、保険料額の合計を、「概算・確定保険料・一般拠出金申告書」の⑩の(イ)(ロ)労災保険分確定保険料額欄に転記してください。

※平成28年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

この3部は確定保険料申告の際に記載し、正、副を提出する。

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険
一括有期事業報告書(建設の事業)

労働保険番号		府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	2 枚のうち 1 枚目	
x x 1 0 1 0 0 0 1 0 1 0 0 0								
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間		① 請負金額の内訳			② 賃金総額	③ 賃金総額
				① 請負代金の額	② 請負代金に 加算する額	③ 請負代金から 控除する額	④ 請負金額	⑤ 労務 費率
〇〇ハイツ新築工事	〇〇市 〇〇〇-〇-〇	24年 3月 1日	28年 5月 1日	94,500,000			94,500,000	21
(平成24年3月31日以前 工事留給分)	(小計)	年 月 日から	年 月 日まで				94,500,000	19,845,000
××邸新築工事	××市 ××-×-×	28年 4月 1日	28年 9月 30日	20,000,000			20,000,000	23
△△邸増築工事 他5件	△△市 △△-△-△	28年 5月 1日	29年 3月 15日	35,000,000			35,000,000	23
(平成27年4月1日以降 工事留給分)	(小計)	年 月 日から	年 月 日まで				55,000,000	12,650,000
事業の種類	35 建築事業 (施設建築物設備工事業も除く)	計		149,500,000			149,500,000	32,495,000

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

29年 6月 12日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

郵便番号(XXX - XXXX)
電話番号(XXX - XXX - XXXX)

住所 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇

事業主 株式会社 〇〇工務店 記を押印又は印

氏名 代表取締役 〇〇〇 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

平成 年 月 日
提出 代理人 氏名 電話番号
事務 代理人 氏名 電話番号

① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以後に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。
② 社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号(第34条関係)(甲)(別紙)

労働保険番号		府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	2 枚のうち 2 枚目	
x x 1 0 1 0 0 0 1 0 1 0 0 0								
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間		① 請負金額の内訳			② 賃金総額	③ 賃金総額
				① 請負代金の額	② 請負代金に 加算する額	③ 請負代金から 控除する額	④ 請負金額	⑤ 労務 費率
市営住宅内装工事	〇〇市 〇-〇-〇	25年 9月 1日	28年 4月 30日	8,610,000			8,610,000	22
(平成25年9月30日以前 工事留給分)	(小計)	年 月 日から	年 月 日まで				8,610,000	1,894,200
〇〇邸内装工事	〇〇市 〇〇〇-〇-〇	26年 12月 1日	28年 5月 29日	5,400,000			5,400,000	22
(平成25年10月1日 ~平成27年3月31日以前 工事留給分)	(小計)	年 月 日から	年 月 日まで				5,400,000	1,185,000
××邸内装工事	××市 ××-××-×	28年 4月 1日	28年 5月 31日	(6,000,000)			(6,000,000)	賃金で算定 (562,600)
△△邸内装工事 他10件	△△市 △△-△-△	28年 4月 10日	29年 3月 15日	22,000,000			22,000,000	23
(平成27年4月1日以降 工事留給分)	(小計)	年 月 日から	年 月 日まで				(6,000,000)	(562,600)
							22,000,000	5,060,000
事業の種類	35 施設建築物設備工事業	計		(6,000,000)			(6,000,000)	
				36,010,000			36,010,000	5,994,500
							35,560,000	5,961,500
								計 5,912,600

記入例

※平成28年度中に終了した元請工事がない場合は、総括表の提出は必要ありません。

別添様式

労働保険等

平成28年度一括有期事業総括表（建設の事業）

この3部は確定保険料申告の際に記載し、正、副を提出する。 **事業主控**

労働保険番号		府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号			枝 番 号							
X X 1 0 1 6 0 0 1 0 1 0 0 0		X	X	1	0	1	6	0	0	1	0	1	0	0	0
一括有期事業報告書 2枚添付															
業 種 番 号	事 業 の 種 類	事 業 開 始 時 期	請 負 金 額	労 務 費 率	賃 金 総 額	保 険 料 率		保 険 料 額							
						基準料率	メリット料率								
			円		千円	1000分の	1000分の	円							
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成24年3月31日以前のもの		19		103									
		平成27年3月31日以前のもの		18		89									
		平成27年4月1日以降のもの		19		79									
32	道路新設事業	平成24年3月31日以前のもの		21		15									
		平成27年3月31日以前のもの		20		16									
		平成27年4月1日以降のもの		18		11									
33	舗装工事業	平成24年3月31日以前のもの		19		11									
		平成27年3月31日以前のもの		18		10									
		平成27年4月1日以降のもの		9		9									
34	鉄道又は軌道新設事業	平成24年3月31日以前のもの		24		18									
		平成27年3月31日以前のもの		23		17									
		平成27年4月1日以降のもの		25		9.5									
35	建築事業	平成24年3月31日以前のもの	94,500,000	21	19,845	13		257,985							
		平成27年3月31日以前のもの		21		13									
		平成27年4月1日以降のもの	55,000,000	23	12,650	11		139,150							
38	既設建築物設備工事業	平成24年3月31日以前のもの	13,860,000	22	3,049	14		45,735							
		平成27年3月31日以前のもの		22		14									
		平成27年4月1日以降のもの	(6,000,000) 22,000,000	23	5,912	15		88,680							
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの		40		9									
				38											
				40											
		その他のもの		21		7.5									
		平成24年3月31日以前のもの		40		9									
		平成27年3月31日以前のもの		38											
		平成27年4月1日以降のもの		40											
		平成24年3月31日以前のもの		22		9									
		平成27年3月31日以前のもの		21		7.5									
		平成27年4月1日以降のもの		22		6.5									
37	その他の建設事業	平成24年3月31日以前のもの		24		19									
		平成27年3月31日以前のもの		23		19									
		平成27年4月1日以降のもの		24		17									
合 計						41,456		531,550							

注
4 3 2 1
事業報告書（様式第7号（甲））に記入した事業（工事）を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。
前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入のうえ確定保険料を計算すること。
一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき労災保険適用事業主から徴収する拠出金（一般拠出金は事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業（工事）を徴収対象とする）。

賃金で算定した額と労務費率で算定した額の合計

メリット制が適用されている場合は、**昨年度の労災保険率決定通知書**及びP.29の「一括有期事業メリット制適用事業場に対する労災保険率表」を参照しメリット率を記入の上計算してください。

一般拠出金は平成19年4月1日以降開始の工事のみ対象となります。

①(①を除いた合計)	③一般拠出金率	一般拠出金額 (②×③)
41,456 千円	1000分の 0.02	829 円

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

平成 29 年 6 月 12 日

1円未満の端数は切り捨て

住所 ○○市○○ ○-○-○

○○労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主 株式会社○○工務店
氏名 代表取締役 ○○○○

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号

平成 29 年 6 月 20 日

あて先 〒 XXX-XXXX

〇〇市〇〇
〇-〇-〇
〇〇労働局 tky13rlz

労働保険特別会計歳入徴収官殿

28 年 4 月 1 日 から 平成 29 年 3 月 31 日 まで

⑧ 保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)

⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑩×⑨)

⑪ 1000分の(イ) 531550 円

⑫ 1000分の(ロ) 531550 円

⑬ 1000分の(ハ) 829 円

⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑭×⑬)

⑮ 1000分の(イ) 531550 円

⑯ 1000分の(ロ) 531550 円

⑰ 延納の申請 納付回数 3

⑱ 申告済概算保険料額

⑲ 増加概算保険料額

⑳ 法人番号 6000012070001

㉑ 今期労働保険料 (イ) 208,734 円 (ロ) 829 円 (ハ) 209,563 円

㉒ 事業又は作業の種類 建築事業

㉓ 郵便番号 XXX-XXXX (XXXX) XX-XXXX

㉔ 住所 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇

㉕ 名称 株式会社〇〇工務店

㉖ 氏名 代表取締役 〇〇〇〇

㉗ 労働保険特別会計 0847 所 厚生労働省 管 6118 所 平成 29 年度

翌年度 5 月 1 日 以降 現年度 歳入 組入

労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

電子申請を行う場合のアクセスコードです。

P.31の「電子申請による年度更新手続について」をご覧ください。

④欄 「常時使用労働者数」

平成28年度中の1日平均使用労働者数を記入してください。

〔確定〕

⑧欄 「保険料・一般拠出金額」

⑩欄 「確定保険料・一般拠出金額」

一括有期事業総括表から転記してください。

〔概算〕

⑫欄 「保険料算定基礎額の見込額」

⑭欄 「概算保険料額」

平成28年度の工事实績に基づく「賃金総額」の200/100を上まわらず50/100を下まわらない限り平成28年度と同額で算定してください。注1

平成29年度メリット制適用事業場においてはここに「メリット」と印字されています。同封の「平成29年度労災保険率決定通知書」の料率で保険料を算定してください。

⑰欄 納付回数「1」または「3」

概算保険料額が20万円以上の場合、3回に延納することができます。(20万円未満の場合は、延納できません。) なお、確定保険料の不足額及び一般拠出金は延納できませんので第1期に納付してください。

⑳欄 「法人番号」

「法人番号」欄が空欄の場合は記入してください。
 ※法人番号は国税庁から通知される13桁の番号です。
 ※個人事業主の場合は、13桁すべてに「0」を記入してください。
 ※法人番号が誤っている場合は、訂正してください。

㉑欄 差引額

※不足の例 ⑱欄の金額より⑩(イ)欄の金額が多い場合

⑱欄 申告済概算保険料 500,000円	−	⑩(イ)欄 確定保険料額 531,550円	=	㉑欄 差引額 (ハ) 不足額 31,550円
----------------------------	---	-----------------------------	---	------------------------------

※充当の例 P.16以降を参照してください。

㉒欄、㉓欄「事業・事業主」

郵便番号、電話番号、事業場の住所・名称を記入してください。

事業主の氏名(法人の時は代表者の職名・氏名)記入欄の押印については、記名押印又は事業主自らの署名のいずれかになります。

今期納付額を記入

※内訳、納付額の金額の訂正はできません。(もし書き損じたら新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。)

※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんのでご注意ください。

(歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)

※金額の前に必ず「¥」記号を記入してください。

注1 200/100以上もしくは50/100以下となる場合の計算方法については、もよりの監督署、労働局へお問い合わせください。

標準字体 **0123456789**

第31号「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCRソフトへの記入は上記の「標準字体」でお願いします。

継続事業 (一括有期事業を含む)

提出用

平成29年6月12日

あて先 〒×××-××××
〇〇市〇〇
〇-〇-〇

〇〇労働局tky13rlz
労働保険特別会計歳入徴収官殿

平成29年4月1日から平成29年3月31日まで

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額 (イ) 50520 円 (ロ) 50520 円

⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (イ) 50520 円 (ロ) 50520 円

⑫ 保険料算定基礎額の見込額 (イ) 50520 円 (ロ) 50520 円

⑭ 概算保険料額 (イ) 50520 円 (ロ) 50520 円

⑮ 納付回数 「1」 または 「3」

⑰ 法人番号 77000150000706

⑳ 差引額 50000 円

㉒ 事業・事業主 立木の伐採

㉔ 事業主 (イ)住所 〇〇市 〇〇 X-X (ロ)名称 〇〇木材株式会社 (ハ)氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

納付額 (合計額) 51056 円

あて先 〒×××-××××
〇〇市〇〇 〇-〇-〇

労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

電子申請を行う場合のアクセスコードです。
P.31の「電子申請による年度更新手続について」を
ご覧ください。

④欄 「常時使用労働者数」

立木の伐採の事業に該当する場合は、**平成28年度中の1日平均使用労働者数**を記入してください。立木の伐採以外の林業は、平成28年度中の1ヶ月平均使用労働者数を記入してください。少数点以下の端数が生じた場合は切り捨てた数とし、0人となる場合は1人としてください。

〔確定〕

⑧欄 「保険料・一般拠出金算定基礎額」

⑩欄 「確定保険料・一般拠出金額」

一括有期事業報告書 (立木の伐採の事業) から転記してください。

〔概算〕

⑫欄 「保険料算定基礎額の見込額」

⑭欄 「概算保険料額」

平成28年度の実績に照らして見込額を算定してください。なお、不明の場合は、平成28年度の実績を参考としてください。また、平成29年度メリット制適用事業場においては、同封の「平成29年度労災保険率決定通知書」の料率で保険料を算定してください。

⑰欄 納付回数「1」または「3」

概算保険料額が20万円以上の場合は、3回に延納することができます。(20万円未満の場合は延納できません。)

⑳欄 「法人番号」

「法人番号」欄が空欄の場合は記入してください。
※法人番号は国税庁から通知される13桁の番号です。
※個人事業主の場合は、13桁すべてに「0」を記入してください。
※法人番号が誤っている場合は、訂正してください。

㉒欄 差引額

※不足の例 ⑱欄の金額より⑩(イ)欄の金額が多い場合

⑱欄 申告済概算保険料 50,000円	—	⑩(イ)欄 確定保険料額 50,520円	=	㉒欄 差引額 (ハ) 不足額 520円
---------------------------	---	----------------------------	---	---------------------------

※充当の例 P.16以降を参照してください。

㉔欄、㉕欄「事業・事業主」

郵便番号、電話番号、事業場の住所・名称を記入してください。

事業主の氏名 (法人の時は代表者の職名・氏名) 記入欄の押印については、記名押印又は事業主の自らの署名のいずれかになります。

今期納付額を記入

※**内訳、納付額の金額の訂正はできません。**(もし書き損じた場合は新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。)
※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんのでご注意ください。
(歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)
※金額の前に必ず「¥」記号を記入してください。

充当意思とは

充当とは、確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合に、今年度の概算保険料や一般拠出金の納付額にこの差引額を充てることをいい、充当意思とは、その意思を確認するものです。

充当には以下の3パターンがあります。

充当意思「1」	「労働保険料のみ充当」	→ 記入例1へ
充当意思「2」	「一般拠出金のみ充当」	→ 記入例2へ
充当意思「3」	「労働保険料及び一般拠出金に充当」	→ 記入例3へ

「③〇充当意思」欄には「3」を記入していただくと労働保険料と一般拠出金の両方に充当できますので、事務手続きが簡便になる場合があります。

充当額の記入方法

- (1) 充当額については、
 - ① 「③〇充当意思」欄が「1」の場合は、労働保険料のみに充当します。
労働保険料に充当後、なお余りがある場合でも、7月10日までに一般拠出金分を納付する必要があります。
 - ② 「③〇充当意思」欄が「2」の場合は、一般拠出金のみに充当します。
一般拠出金に充当後、なお余りがある場合でも、7月10日までに労働保険料分を納付する必要があります。
 - ③ 「③〇充当意思」欄が「3」の場合は、労働保険料及び一般拠出金に充当します。
充当後、なお余りがある場合は、今期の納付は必要ありません（申告書の提出は必要です）。
- (2) 一般拠出金に充当する場合は、「③〇充当意思」欄に「2」又は「3」を必ず記入してください。
- (3) 「⑰延納の申請」の納付回数が「3」で、「③〇充当意思」欄が「1」又は「3」の場合、第1期に充当後、なお余りがある場合には、第2期、第3期の順で充当となります。
- (4) 1期から3期の順に充当してもなお余りがある場合は、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。
なお、還付の請求手続については、P.21の「[記入例5 充当後還付額が出る場合](#)」を参照ください。

記入例 1 労働保険料のみ充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

継続事業 (一括有期事業を含む。)

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

※各種区分 管轄(2) 751 業種 3501

あて先 〒XXX-XXXX ○○市○○ ○-○-○ ○○労働局 tky13rlz 労働保険特別会計納入徴収官殿

①労働保険番号 XX101600101-000

②増加年月日(元号：平成は7) 元号 年 月 日 項1

③事業廃止等年月日(元号：平成は7) 元号 年 月 日 項2

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数

⑦区分 算定期間 平成28年4月1日 から 平成29年3月31日 まで

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
(イ) 531550 円	(イ) 1000分の	(イ) 531550 円
(ロ) 41456 円	(ロ) 1000分の	(ロ) 531550 円
(ハ) 0.02	(ハ) 1000分の	(ハ) 829 円

⑪区分 算定期間 平成29年4月1日 から 平成30年3月31日 まで

⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
(イ) 531550 円	(イ) 1000分の	(イ) 531550 円
(ロ) 41456 円	(ロ) 1000分の	(ロ) 531550 円
(ハ) 0.02	(ハ) 1000分の	(ハ) 829 円

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰延納の申請 納付回数 3 項30

⑱ 申告済概算保険料額 800,000 円

⑲ 申告済概算保険料額 6000012070001 円

⑳ 差引額 (イ) 充当額 268,450 円 (ロ) 不足額 円 (ハ) 還付額 円

㉑ 今期労働保険料 (イ) 177,184 円 (ロ) 91,266 円 (ハ) 85,917 円 (ニ) 177,183 円 (ホ) 177,183 円

㉒ 今期労働保険料 (イ) 177,183 円 (ロ) 91,266 円 (ハ) 85,917 円 (ニ) 177,183 円 (ホ) 177,183 円

㉓ 今期労働保険料 (イ) 177,183 円 (ロ) 91,266 円 (ハ) 85,917 円 (ニ) 177,183 円 (ホ) 177,183 円

㉔ 事業又は作業の種類 建築事業

㉕ 保険関係成立年月日

㉖ 事業廃止等理由

(なるべく折り返さないようにして、ヤミをえない場合には折り返しマーク(△)の所で折り返してください。)

記入例

⑱ 申告済概算保険料額 800,000円
 ⑩(イ) 確定保険料額 531,550円
 ⑳(イ) 充当額 268,450円

【計算方法】
 第1期分㉑(イ) 177,184円 ← ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。
 ⑭(イ) 531,550 ÷ 3 = 第2期分㉑(チ) 177,183円 (余りは必ず1円または2円となります)
 第3期分㉑(ル) 177,183円

○第1期の保険料に全て充当し、なお余りがある場合は、原則第2期、第3期に順次残額を充当します。

【今期納付額の計算】
 第1期 ㉑(イ) 177,184円 - ㉑(ロ) 177,184円 + ㉑(ハ) 829円 = 今期納付額 ㉑(ト) 829円
 第2期 ㉑(チ) 177,183円 - ㉑(リ) 91,266円 = 今期納付額 ㉑(ヌ) 85,917円

申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当できませんのでご注意ください。

記入例2 一般拠出金のみ充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 石綿健康被害救済法 一般拠出金

31759 継続事業 (一括有期事業を含む。)

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

標準字 0123456789

①労働保険番号 XX101600101-000

②増加年月日(元号:平成は7) 元 月 日

③事業廃止等年月日(元号:平成は7) 元 月 日

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数

※各種区分 管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類 751 3501

あて先 〒XXX-XXXX ○○市○○ ○-○○○ ○○労働局 tky13rlz 労働保険特別会計徴入徴収官殿

⑦区分 算定期間 平成28年4月1日 から 平成29年3月31日 まで

⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料一般拠出金率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
(イ) 労働保険料	(イ) 1000分の	531550 円
(ロ) 労災保険料	(ロ) 1000分の	531550 円
(ハ) 雇用保険法適用者分	(ハ) 1000分の	
(ニ) 高年齢労働者分	(ニ) 1000分の	***.*** 円
(ホ) 保険料算定対象者分	(ホ) 1000分の	***.*** 円
(ヘ) 一般拠出金	(ヘ) 1000分の	829 円

⑪区分 算定期間 平成29年4月1日 から 平成30年3月31日 まで

⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
(イ) 労働保険料	(イ) 1000分の	531550 円
(ロ) 労災保険料	(ロ) 1000分の	531550 円
(ハ) 雇用保険法適用者分	(ハ) 1000分の	
(ニ) 高年齢労働者分	(ニ) 1000分の	
(ホ) 保険料算定対象者分	(ホ) 1000分の	

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰延納の申請 納付回数 3

⑱申告済概算保険料額 800,000 円

⑲申告済概算保険料額 600000120700001

⑳差引額 (イ) 充当額 829 円 (ロ) 還付額 267621 円

㉑今期納付額は (イ) 概算保険料額 177,184 円 (ロ) 労働保険料充当額 0 円 (ハ) 不足額(㉑の(ハ)) 0 円 (ニ) 今期労働保険料 (イ) 労働保険料 (イ) 177,184 円 (イ) 又は (イ) + (ロ) 177,184 円 (ホ) 一般拠出金充当額 829 円 (ヘ) 一般拠出金額 0 円 (ト) 今期納付額(ニ) + (ヘ) 177,184 円

㉒事業又は作業の種類 建築事業

㉓保険関係成立年月日

㉔事業廃止等理由

(なるべく折り返さないようにし、やむをえない場合には折り返しマーク(△)の所で折り返してください。)

記入例

〔計算方法〕

⑭(イ) 531,550 ÷ 3 =

- 第1期分⑳(イ) 177,184円 ← ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。
- 第2期分⑳(チ) 177,183円 (余りは必ず1円または2円となります)
- 第3期分⑳(ル) 177,183円

〔今期納付額の計算〕

第1期 ㉑(イ) 177,184円 - ㉑(ロ) 0円 + ㉑(ハ) 0円 = 今期納付額 ㉑(ト) 177,184円

第2期 ㉑(チ) 177,183円 - ㉑(リ) 0円 = 今期納付額 ㉑(ヌ) 177,183円

還付額が出た場合管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当及び還付の請求はできませんのでご注意ください。

記入例3 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

標準定率 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金 継続事業 (一括有期事業を含む。)

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

※各種区分 管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類 751 3501

あて先 〒XXX-XXXX ○○市○○ ○-○○-○○ ○○労働局 tky13rlz 労働保険特別会計徴入徴収官殿

①労働保険番号 XX101600101-000

②増加年月日(元号：平成は7) ③事業廃止等年月日(元号：平成は7) ④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数

⑦区分 算定期間 平成28年4月1日 から 平成29年3月31日 まで

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
(イ) 労働保険料	(イ) 1000分の	531550 円
(ロ) 労災保険分	(ロ) 1000分の	531550 円
(ハ) 雇用保険法適用者分	(ハ) 1000分の	
(ニ) 高年齢労働者分	(ニ) 1000分の	***.**
(ホ) 保険料算定対象者分	(ホ) 1000分の	***.**
(ヘ) 一般拠出金	(ヘ) 1000分の	0.02 829 円

⑪区分 算定期間 平成29年4月1日 から 平成30年3月31日 まで

⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
(イ) 労働保険料	(イ) 1000分の	531550 円
(ロ) 労災保険分	(ロ) 1000分の	531550 円
(ハ) 雇用保険法適用者分	(ハ) 1000分の	
(ニ) 高年齢労働者分	(ニ) 1000分の	
(ホ) 保険料算定対象者分	(ホ) 1000分の	

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰延納の申請 納付回数 3

⑱ 申告済概算保険料額 800,000 円

⑲ 申告済概算保険料額 6000012070001

⑳ 差引額 (イ) 充当額 268,450 円 (ロ) 還付額

㉑ 今期納付額

第1期	177,184 円	177,184 円	0 円	0 円
第2期	177,183 円	90,437 円	86,746 円	
第3期	177,183 円		177,183 円	

事業又は作業の種類 建築事業

郵便番号 XXX-XXXX 電話番号 XXX-XXXX

(なるべく折り曲げないよう)、「ヤ」をえい場合には折り曲げマーク(△)の所で折り曲げてください。

記入例

(納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。管轄の労働局労働基準監督署へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いいたします。)

〔計算方法〕

⑭(イ) 531,550 ÷ 3 =

- 第1期分⑳(イ) 177,184円 ← ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。
- 第2期分⑳(チ) 177,183円
- 第3期分⑳(ル) 177,183円 (余りは必ず1円または2円となります)

第1期分労働保険料の充当を行い、その後一般拠出金を充当します。
 なお余りがある場合、第2期分以降の労働保険料に残額を充当します。(計算が他の場合と異なりますのでご注意ください。)

〔今期納付額の計算〕

第1期	⑳(イ) 177,184円	-	⑳(ロ) 177,184円	+	⑳(ハ) 0円	=	今期納付額 ⑳(ト) 0円
第2期	⑳(チ) 177,183円	-	⑳(リ) 90,437円			=	今期納付額 ⑳(ヌ) 86,746円

申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当できませんのでご注意ください。

記入例 6 事業を廃止した場合の例

次のような場合には確定申告が必要となります。

- ①平成28年度中に事業廃止した場合
 - ②労働保険事務組合へ事務を委託した場合
 - ③元請工事を行わない場合
 - ④元請・下請の労働者を使っている工事を行わない場合
 - ⑤他の都道府県へ移転した場合
- なお、事業場の労働者が0人であっても、元請工事を行う場合には、廃止の申告はできません。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

31759

種別 32701

※修正項目番号

※入力数値コード

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用

平成29年6月12日

※各種区分
管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類
751 3501

あて先 〒XXX-XXXX
〇〇市〇〇
〇-〇-〇
〇〇労働局 tky13rlz
労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑦区分
算定期間 平成28年4月1日 から 平成29年3月31日 まで

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料一般拠出率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料 (イ) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円	100分の(イ) 〇〇	531550 円
労災保険分 (ロ) 41456 千円	1000分の(ロ) 〇〇	531550 円
雇用保険法適用者分 (ハ) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円	1000分の(ハ) 〇〇	〇〇〇〇〇 円
高年齢労働者分 (ニ) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円	1000分の(ニ) 〇〇	〇〇〇〇〇 円
保険料算定対象者分 (ホ) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円	1000分の(ホ) 〇〇	〇〇〇〇〇 円
一般拠出金 (注1) (ヘ) 41456 千円	0.02	829 円

⑪区分
算定期間 平成29年4月1日 から 平成30年3月31日 まで

⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料 (イ) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円	100分の(イ) 〇〇	〇〇〇〇〇 円
労災保険分 (ロ) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円	1000分の(ロ) 〇〇	〇〇〇〇〇 円
雇用保険法適用者分 (ハ) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円	1000分の(ハ) 〇〇	〇〇〇〇〇 円
高年齢労働者分 (ニ) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円	1000分の(ニ) 〇〇	〇〇〇〇〇 円
保険料算定対象者分 (ホ) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円	1000分の(ホ) 〇〇	〇〇〇〇〇 円

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入)

⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰延納の申請 納付回数

⑱ 申告済概算保険料額 800,000 円

⑲ 申告済概算保険料額

⑳ 増加概算保険料額

㉑ 差引額
(イ) ⑱-⑲の(イ) 829 円
(ロ) ⑱-⑲の(ロ) 〇 円

㉒ 還付額 267,621 円

〔計算方法〕
⑱ 申告済概算保険料額 800,000円
- ⑩(イ) 確定保険料額 531,550円
= 差額 268,450円

⑳ 増加概算保険料額 829円
+ ⑱(イ) 差額 268,450円
= ㉑ 還付額 267,621円

㉓ 事業廃止等理由
(1) 廃止 (2) 委託
(3) 個別 (4) 労働者なし

③欄の事業廃止等年月日は必ず記入してください

⑭欄のいずれかに必ず〇をつけてください

(納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。管轄の労働局・労働基準監督署へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いいたします。)

- ※確定保険料算出の結果、不足が生じた場合は不足額を納付してください。
- ※還付額が生じた場合は、「⑩記入例1 充当額還付額が出る場合」を参照してください。

一般拠出金へ充当する場合には、更に以下の計算となります。

$$\begin{matrix} \text{差額} & - & \text{⑳(ホ) 一般拠出金} & = & \text{㉑ 還付額} \\ 268,450\text{円} & - & 829\text{円} & = & 267,621\text{円} \end{matrix}$$

○昨年度中に事業を廃止した場合は、口座振替の対象にはなりません。詳しくは、都道府県労働局にお問い合わせください。
申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当及び還付の請求はできませんのでご注意ください。

種別

31751

労働保険番号

都道府県 所管管轄(1) 基幹番号 枝番号

※修正項目番号 修正項目番号

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関 (金融機関のない場合は郵便局)

金融機関名称 (漢字) 略称を使用せず正式な金融機関名を記入して下さい
種別 1.普通 2.当座 3.通知 4.別段
口座番号 ※右詰で空白は0を記入して下さい
支店名称 (漢字) 略称を使用せず正式な支店名を記入して下さい
ゆうちょ銀行記号番号 記号 番号 ※右詰で空白は0を記入して下さい
※金融機関コード ※支店コード フリガナ 口座名義人
郵便局名称 (漢字) 略称を使用せず正式名称で〇〇郵便局まで記入して下さい
区・市・郡 (漢字)

② 還付請求額 (注意) 各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

(ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額
(イ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額
(ウ) 差額
(エ) 労働保険料等・一般拠出金への充当額 (詳細は以下③)
(オ) 労働保険料等に充当
(カ) 一般拠出金に充当
(キ) 労働保険料還付請求額 (ウ) - (オ) - (カ)
(ク) 納付した一般拠出金
(ケ) 改定した一般拠出金
(コ) 差額
(サ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額 (詳細は以下③)
(シ) 一般拠出金に充当
(ス) 労働保険料等に充当
(セ) 一般拠出金還付請求額 (コ) - (シ) - (ス)

③ 労働保険料等への充当額内訳

Table with 3 columns: 充当天事業の労働保険番号, 労働保険料等の種別, 充当額

上記のとおり還付を請求します。

(郵便番号) () 電話() (番)

年 月 日

住所 事業主 氏名 記名押印又は署名

官署支出官厚生労働省労働基準局長 殿
労働局労働保険特別会計資金前渡官吏 殿

(法人のときは、その名称及び代表者の氏名)

※修正項目 (英数・カナ)

修正項目入力欄

還付理由

1.年度更新 2.事業終了 3.その他(算調等)

還付金発生年度(元号・平成は7) ※徴定区分

元号 年 月 日

※修正項目 (漢字)

修正項目入力欄

Table with 6 columns: 歳入徴収官, 部長, 課室長, 補佐, 係長, 係

Table with 3 columns: 社会保険 労務士 記載欄, 氏名, 電話番号

[注意]

- 1. ①欄について、ゆうちょ銀行を指定した場合、「ゆうちょ銀行記号番号」を記入すること。
また、ゆうちょ銀行以外を指定した場合、「種別」、「口座番号」を記入すること。
2. 還付金の種別欄及び③欄については、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
3. 社会保険労務士記載欄は、この届書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

(この欄には記入しないで下さい)

(注意事項)

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」第41条第1項及び石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項において、保険料及び一般拠出金の還付を受ける権利は、2年を経過したときは時効によって消滅する旨規定されております。

したがって、事業主のみなさまは、本請求書をできる限り早めに作成し、所轄都道府県労働局あて提出してください。

なお、2年を経過した後に、本請求書を提出いただいた場合は、還付を受けることはできませんのでご注意ください。

不明な点等がございましたら、都道府県労働局若しくは労働基準監督署までお問い合わせください。

〈参考〉労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第41条第1項
労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第38条第1項
労働保険の保険料の徴収等に関する法律第41条第1項の規定は、第1項一般拠出金について準用する。

10 還付請求する場合について

◎ 還付金の請求について

記入例5のように概算保険料および一般拠出金への充当後に還付が生じる場合は、「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出してください。

◎ 「労働保険料・一般拠出金還付請求書」の取得方法について

- ① 前のページの様式を切り離して使用できます。(事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。)
 - ② 厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>) からダウンロードできます。(事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。)
 - ③ 労働局又はお近くの労働基準監督署にあります。
- なお、郵便にて請求される場合は、返信用の封筒を同封の上、「労働保険料・一般拠出金還付請求書が必要」である旨を記載し、送付してください。

記入例

還付金を振込む金融機関名(金融機関名は省略しないで正確に)及び支店名を記入してください。また、ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合も、この欄に記入してください。なお、ネット銀行の一部については振込ができません。

郵便局での受取りを希望する場合は、こちらの欄に記入してください。(指定できない郵便局もあります。)

口座の種別・口座の番号を記入してください。
※口座種別の記入誤りにご注意ください。

ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合は、5桁の「記号」-8桁の「番号」をこちらの欄にご記入ください。

年度更新の場合は「1」を、事業終了の場合は「2」をご記入ください。

様式第8号 (第36条関係) 労働保険 労働保険料 労働保険料 労働健康被保険者 石橋健康被保険者 一般拠出金 還付請求書

還付金の種別 労働保険料・一般拠出金

種別 31751 労働保険番号 XX10160101-000 口座番号 1234567

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関 (金融機関のない場合は郵便局)

金融機関名(漢字) 〇〇銀行 種別 1 普通 2 当座 3 通知 4 別段 口座番号 1234567

支店名(漢字) X X 支店 ゆうちょ銀行記号番号 番号

※金融機関コード ※支店コード フリガナ 口座名義人 カブシキガイシャ 〇〇コウギテン 株式会社 〇〇工務店

郵便局名(漢字) 郵便局コード 郵便局番号 郵便局名(漢字) 区・市・郡(漢字)

② 還付請求額 (注意) 各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

(ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額 1500000 円

(イ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額 531550 円

(ウ) 差額 968450 円

(エ) 労働保険料等・一般拠出金への充当額 (詳細は以下③)

(オ) 労働保険料等に充当 531550 円

(カ) 一般拠出金に充当 829 円

(キ) 労働保険料還付請求額 (ウ) - (オ) - (カ) 436071 円

(ク) 納付した一般拠出金 1500000 円

(ケ) 改定した一般拠出金

(コ) 差額

(サ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額 (詳細は以下③)

(シ) 一般拠出金に充当

(ス) 労働保険料等に充当

(セ) 一般拠出金還付請求額 (コ) - (シ) - (ス)

③ 労働保険料等への充当額内訳

充当先事業の労働保険番号	労働保険料等の種別	充当額
XX10160101-000	29年度(概算)確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	531,550円
XX10160101-000	29年度(概算)確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	829円
	29年度(概算)確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	29年度(概算)確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	29年度(概算)確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	29年度(概算)確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	

上記のとおり還付を請求します 29年6月12日

事業主 株式会社 〇〇工務店 氏名 代表取締役 〇〇〇〇

官署支出厚生労働省労働基準局長 労働局労働保険特別会計資金前渡官吏 殿

※修正項目(英数・カナ) 還付理由 1. 年度更新 2. 事業終了 3. その他(算調等) 7-29

還付金発生年度(元号・平成は7) 〇〇〇〇

〒 〇〇〇〇-〇〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市〇〇〇-X-X

氏名 代表取締役 〇〇〇〇 (法人のときは、その名称及び代表者の氏名)

社会保険 労働士 記載欄 作成年月日・提出代行番号・事務代理者の表示 氏名 電話番号

電話 〇〇-△△△-XXXX 担当: 〇X

この欄は記入しないでください。

口座名義人欄には必ず通帳等に表記されているカタカナでフリガナを記入してください。

「7」を付けて「記入してください」

事業主の氏名(法人のときは代表者氏名)記入欄の押印については、記名押印(法人のときは代表者印)または事業主自らの署名です。また、電話番号も必ず記入してください。

法人の場合の有効な印の例

- (1) 商標 + 株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
- (2) 商標 + 株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
- (3) 商標 + 労働 〇〇〇〇

「事業主」欄と連絡先が異なる場合は、ここに連絡先・電話番号をご記入ください。

(注) 上記内容に不備がある場合は、還付手続きができない場合がありますのでその旨ご留意ください。印鑑証明の提出をお願いする場合があります。

11 その他の注意事項

① 事業の廃止又は元請工事を行わない場合等について

事業を廃止する場合又は今後元請工事を行う予定がない場合は、保険関係の消滅の手続を行ってください。手続は、「確定保険料・一般拠出金申告書」を管轄の労働局又は労働基準監督署へ提出し、保険料の精算と一般拠出金の申告等を行うことで完了します。（申告方法はP.22をご参照ください。）

- （例）
- ①事業廃止した場合
 - ②労働保険事務組合へ事務処理を委託した場合
 - ③元請工事を行わない場合
 - ④元請・下請の労働者を使っての工事を行わない場合
 - ⑤他の都道府県へ事業場を移転した場合

② 建設業の事務所の労災保険について

事務員（現場以外での業務に従事する者を含む。）を雇用している場合は、一括有期事業の労災保険とは別に「事務所」として管轄の労働基準監督署で労災保険加入の手続が必要になります。

③ 一括有期事業開始届（様式第3号）について

一括有期事業の対象となる個々の工事を始めた場合、**工事開始の翌月10日まで**に前月に開始した工事を、「**一括有期事業開始届**」により管轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。（請負金額が500万円未満の事案については、個々に記入せず事業の種類ごとに取りまとめ「〇〇工事外〇〇件」と記入することができます。）手続に必要な用紙は各労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

（下記URLもしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください。）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

④ 一括されない有期事業（単独有期事業）

一括の要件に該当しない建設事業又は立木の伐採の事業は、一工事現場又は一作業現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続をすることとなります。

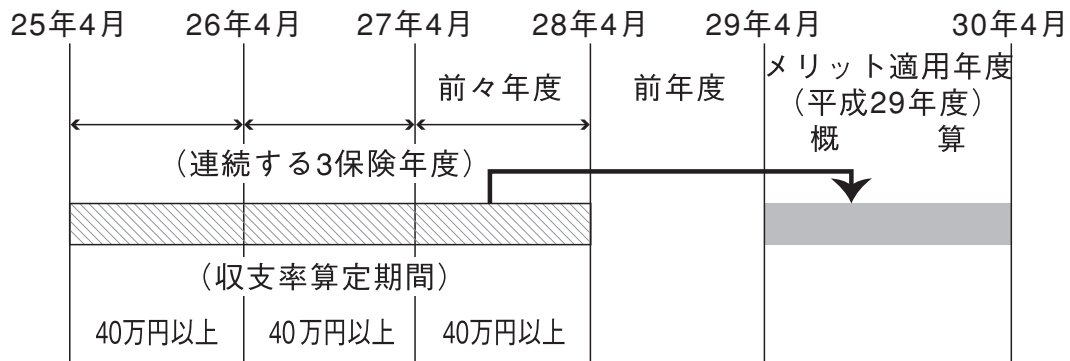
具体的な手続としては、事業開始から10日以内にその事業を管轄する労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出し、20日以内に「概算保険料申告書（有期事業）」を金融機関又は管轄の労働基準監督署・労働局に申告・納付をすることとなります。

その事業が終了したときは、50日以内に「確定保険料・一般拠出金申告書（有期事業）」を提出し、すでに申告・納付してあった概算保険料を精算する必要があります。

⑤ 労災保険のメリット制について

メリット制は、事業主の保険料負担の公平を図るために、個々の事業場の労働災害の多寡に応じて事業の種類ごとに定められた労災保険率を、一定の範囲内で引き上げたり、引き下げたりする制度です。

一括有期事業については、保険関係成立後3年以上（3月31日現在）経過し、過去3保険年度連続して、確定保険料の額が**40万円以上**の事業にメリット制が適用されます。



昨年度、メリット制が適用されていた事業場については、「一括有期事業総括表」の「保険料率」の「メリット料率」欄に、**昨年度送付した「平成28年度労災保険率決定通知書」**に記載されているメリット料率を記入し、労災保険料を算出してください。

平成29年度も引き続きメリット制の適用となっている事業場については、「**平成29年度労災保険率決定通知書**」が同封されていますので、該当する「事業の種類」のメリット率により、概算保険料額を算出してください。次のページに「一括有期事業メリット制適用事業場に対する労災保険率表」を掲載していますので、ご活用ください。

平成29年度の概算保険料からメリット制の非適用となる事業場については、基準料率により、労災保険料を算出してください。

⑥ 機械装置の範囲

労災保険料の算定にあたって、請負代金から控除することができる、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」（業種番号36）における機械装置の範囲については、下記のとおり具体例が示されています。

- | | | |
|---------------|-----------------|----------------------------|
| 1. 湿式排煙脱硫装置 | 6. 抄紙機（改造） | 12. エレベーター |
| 2. 火力発電所ボイラー | 7. 連続鑄造機 | 13. エスカレーター |
| 3. 原子炉 | 8. 発泡ポリスチレンプラント | 14. 石油精製、石油化学プラント |
| 4. ゴミ焼却装置 | 9. 電気集塵装置 | 15. 水力発電設備 |
| 5. 原子力発電所タービン | 10. ガス発生装置 | 16. 索道（ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト） |
| | 11. 水処理設備 | |

12 法人番号の記入について

「法人番号欄」(③欄)が空欄の場合、法人の行う事業については、国税庁から通知された13桁の法人番号を記入してください(商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」を記入しないようご注意ください)。

法人番号は支店や事業所ごとには指定されませんので、支店や事業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。

なお、個人事業主の行う事業については、法人番号欄の13桁すべてに「0」を記入してください(個人番号の記入はしないでください)。

また、前年度にご登録いただいている場合は印字されてありますが、訂正する場合は「年度更新よくある質問」(P.39)のQ3をご参照ください。

【記入例】

(法人の場合)

⑱ 申告済概算保険料額		784,984 円		⑲ 申告済概算保険料額			
⑳ 差引額	(イ) 充当額	(18-⑱の(イ)) 円	(ハ) 不足額	(⑱の(イ)-(18)) 円	㉑ 増加概算保険料額	(⑱の(イ)-(19))	
	(ロ) 還付額	(18-⑱の(イ)) 円					
㉒ 全期初め又は	(イ) 概算保険料額 (⑱の(イ)+(17)+次期以降の円未満端数)	(ロ) 労働保険料充当額 (⑱の(イ)(労働保険料分のみ))	(ハ) 不足額(㉒の(ハ))	(ニ) 今期労働保険料 (⑱の(イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ) 一般拠出金充当額 (⑱の(ロ)(一般拠出金分のみ))	(ヘ) 一般拠出金額 (⑱の(ヘ)-(㉒の(ホ)))(注2)	(ト) 今期納付額(㉒)+(ヘ)
別	236,034 円	38,891 円	38,891 円	274,925 円	1,135 円		276,060 円

③法人番号: 6000012070001

(個人事業主の場合)

⑱ 申告済概算保険料額		784,984 円		⑲ 申告済概算保険料額			
⑳ 差引額	(イ) 充当額	(18-⑱の(イ)) 円	(ハ) 不足額	(⑱の(イ)-(18)) 円	㉑ 増加概算保険料額	(⑱の(イ)-(19))	
	(ロ) 還付額	(18-⑱の(イ)) 円					
㉒ 全期初め又は	(イ) 概算保険料額 (⑱の(イ)+(17)+次期以降の円未満端数)	(ロ) 労働保険料充当額 (⑱の(イ)(労働保険料分のみ))	(ハ) 不足額(㉒の(ハ))	(ニ) 今期労働保険料 (⑱の(イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ) 一般拠出金充当額 (⑱の(ロ)(一般拠出金分のみ))	(ヘ) 一般拠出金額 (⑱の(ヘ)-(㉒の(ホ)))(注2)	(ト) 今期納付額(㉒)+(ヘ)
別	236,034 円	38,891 円	38,891 円	274,925 円	1,135 円		276,060 円

③法人番号: 0000000000000

13 一括有期事業報告書・総括表作成のチェックポイント

平成29年度労働保険料申告書の記入が終わりましたら、このチェックポイントで、もう一度確認してみましょう。

チェック

- [] 元請工事で平成28年度中(平成28年4月1日～平成29年3月31日)に終了した工事が、もれていませんか。(下請工事は申告の対象にはなりません。)
- [] 平成29年3月31日までに終了していない工事が含まれていませんか。(平成29年3月31日までに工事が終了していない場合は、本年度の申告対象にはなりません。)
- [] 一括有期事業の要件を満たす工事以外が含まれていませんか。(一括有期扱いができる工事は、P.4で確認してください。)
- [] 事業の種類区分に誤りはありませんか。(P.32～P.33の「労災保険率適用事業細目表」で確認してください。)
- [] 事業開始時期の区分に誤りはありませんか。(工事開始時の労務費率、保険料率が適用されます。P.5の「事業の種類・労務費率・保険料率一覧表」で確認してください。)
- [] 支払賃金により保険料を算定している工事について、下請業者の賃金にもれはありませんか。
- [] 労務費率により保険料を算出している工事について、工事開始日が平成27年3月31日までのものは、請負代金に消費税が含まれていますか。工事開始日が平成27年4月1日以降のものは、請負代金から消費税を除いていますか。
- [] 平成19年4月1日以降に新規に工事を開始し、平成29年3月31日までに終了した工事について、総括表の一般拠出金欄の記入もれがありませんか。

14 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について

事業主の氏名(法人の名称)、事業主の住所(本店所在地)、事業の名称、所在地、事業の種類(業種)等に変更があった場合は、「名称、所在地等変更届(様式第2号)」を管轄の労働基準監督署に提出してください。なお、法人の代表者のみの変更の場合は手続は不要です。

なお、事務所所在地の変更により、管轄の労働基準監督署が変わる場合は、変更後の所在地を管轄する労働基準監督署に提出してください。ただし、他都道府県に変更される場合は、変更から50日以内に旧所在地で保険関係の消滅(保険料の精算)の手続をし、変更後の所在地を管轄する労働基準監督署で新規加入の手続を行ってください。

◎記入にあたっての注意事項

必ず「労働保険番号」、「変更年月日」、変更箇所(変更前と変更後) 変更理由の記入をお願いします。(変更のない部分については記入不要です。)

所在地変更に伴い電話番号が変わる場合は、「名称・氏名」の中の電話番号欄を記入してください。複数の労働保険番号を有する事業主は、労働保険番号ごとに作成してください。

◎その他注意事項

提出時に変更内容が確認できる資料(登記簿謄本写し、賃貸契約書写し等)を確認させていただくことがあります。また、雇用保険適用事業所は、ハローワークへ別途「雇用保険事業主事業所各種変更届」の提出が必要です。(詳しくはハローワークへお問い合わせください。)

◎「名称、所在地等変更届」については、ダウンロード様式はありません。最寄りの労働局等で入手してください。

15 電子申請による年度更新手続について

電子申請を利用することにより、労働局、労働基準監督署の窓口へ出向くことなく手続を行うことができます。(電子申請するにあたっては、あらかじめ政府が認めた認証局の発行した電子署名用の電子証明書の取得が必要です。)

また、年度更新申告書に「アクセスコード」(年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字)が設定されており、電子申請による年度更新では、様式をダウンロードした日に労働保険番号と「アクセスコード」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目(労働保険番号、保険料率等)を電子申請様式に取り込むことができ、前年度の申告内容等を改めて入力する手間が省けます。

詳しくは「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(<http://www.e-gov.go.jp/>)や、P.35～P.37に電子申請を行う場合の操作手順を記載していますので、ご覧ください。

なお、e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター」(電話番号050-3786-2225(050ビジネスダイヤル)、IP電話網が利用できない場合は017-771-9008)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで)へお問い合わせください。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0123456789

継続事業 (一括有期事業を含む。)

第3号「記入にあたっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用

平成29年 月 日

あて先 〒XXXX-XXXX
〇〇市〇〇〇-〇〇

〇〇労働局 uaj39uuy ← アクセスコード

労働保険特別会計繰入徴収官殿

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

※各種区分

管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
11			06

①労働保険番号 X X 1 0 1 6 0 0 1 0 1 - 0 0 0

②増加年月日(元号:平成は7) 元号 月 日

③事業廃止等年月日(元号:平成は7) 元号 月 日

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高齢労働者数 ⑦保険関係※片保険理由コード

⑦区分 算定期間 平成28年4月1日 から 平成29年3月31日 まで

⑧保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨保険料一般拠出金率 ⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

(注2)(注1) 右欄に上

16 労災保険率適用事業細目表

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	31	水力発電施設、 隧道等新設事業	3101 水力発電施設新設事業 3102 高えん堤新設事業 3103 隧道新設事業
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	33	ほ装工事業	3301 道路、広場、プラットホーム等のほ装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業
	34	鉄道又は軌道新 設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事中用機械以外 の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。） 3401 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業 3402 その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	35	建築事業 ((38) 既設建築 物設備工事業を 除く。)	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事中用機械以外 の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。） 3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋 の建設事業（ (3103) 隧道新設事業の態様をもって行われるも のを除く。） 3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業 3503 橋りょう建設事業 イ 一般橋りょうの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの 高架橋の建設事業 ハ 跨線道路橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業 3504 建築物の新設に伴う設備工事業（ (3507) 建築物の新設に伴う 電気の設備工事業及び (3715) さく井事業を除く。） イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業 3508 送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く。）の事業 3505 工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用され ている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに 限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業 3506 その他の建築事業 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コ ンクリート造りのスタンドの建設事業 ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋（跨線道路橋を除く。）の建設事業 ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業（ (3103) 隧道新設事業の態 様をもって行われるものを除く。） ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	35	建築事業 (38) 既設建築物設備工事業を除く。	3506 その他の建築事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設(埋設を除く。)の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業
	38	既設建築物設備工事業	3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業、(3802) 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業及び(3715) さく井事業を除く。) イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業 3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業
	36	機械装置の組立て又はすえ付けの事業 ※「その他のもの」に係る労務費率は基礎台の建設についてのみ適用	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3601 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業 3602 索道建設事業
	37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3701 えん堤の建設事業(3102) 高えん堤新設事業を除く。 3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業(3103) 内面巻替えの事業を除く。 3703 道路の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池、鉍毒沈澱池、プール等の建設事業 3708 水門、樋門等の建設事業 3709 砂防設備(植林のみによるものを除く。)の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719) 造園の事業を含む。) 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の解体事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 (33) は装工事業及び(3505) 工作物の解体(一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。)、移動、取りはずし又は撤去の事業を除く。

事務所の所在地の都道府県	有期事業の一括ができる都道府県等									
北海道	青森県									
青森県	北海道	岩手県	秋田県							
岩手県	青森県	宮城県	秋田県							
宮城県	岩手県	秋田県	山形県	福島県						
秋田県	青森県	岩手県	宮城県	山形県						
山形県	宮城県	秋田県	福島県	新潟県						
福島県	宮城県	山形県	茨城県	栃木県	群馬県	新潟県				
茨城県	福島県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県			
栃木県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県			
群馬県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	長野県	
埼玉県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	静岡県	
千葉県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	東京都	神奈川県	静岡県			
東京都	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	神奈川県	山梨県	静岡県		
神奈川県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	山梨県	静岡県		
新潟県	山形県	福島県	群馬県	東京都	富山県	長野県				
富山県	新潟県	石川県	長野県	岐阜県						
石川県	富山県	福井県	岐阜県							
福井県	石川県	岐阜県	滋賀県	京都府						
山梨県	埼玉県	東京都	神奈川県	長野県	静岡県					
長野県	群馬県	埼玉県	新潟県	富山県	山梨県	岐阜県	静岡県	愛知県		
岐阜県	富山県	石川県	福井県	長野県	愛知県	三重県	滋賀県			
静岡県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	愛知県			
愛知県	長野県	岐阜県	静岡県	三重県						
三重県	岐阜県	愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県		
滋賀県	福井県	岐阜県	三重県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県			
京都府	福井県	三重県	滋賀県	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	
大阪府	三重県	滋賀県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	香川県
兵庫県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県			
奈良県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県			
和歌山県	三重県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	徳島県				
鳥取県	京都府	兵庫県	島根県	岡山県	広島県					
島根県	鳥取県	岡山県	広島県	山口県						
岡山県	京都府	大阪府	兵庫県	鳥取県	島根県	広島県	香川県	愛媛県		
広島県	鳥取県	島根県	岡山県	山口県	香川県	愛媛県				
山口県	島根県	広島県	愛媛県	福岡県	大分県					
徳島県	大阪府	兵庫県	和歌山県	香川県	愛媛県	高知県				
香川県	大阪府	兵庫県	岡山県	広島県	徳島県	愛媛県	高知県			
愛媛県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	高知県	大分県			
高知県	徳島県	香川県	愛媛県							
福岡県	山口県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県			
佐賀県	福岡県	長崎県	熊本県	大分県						
長崎県	福岡県	佐賀県	熊本県							
熊本県	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	宮崎県	鹿児島県				
大分県	山口県	愛媛県	福岡県	佐賀県	熊本県	宮崎県				
宮崎県	熊本県	大分県	鹿児島県							
鹿児島県	熊本県	宮崎県								
沖縄県	-									

※下線は厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域

18 年度更新手続はパソコンから行うことができます!!

電子申請の利用方法



労働保険の電子申請手続は、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」から行うことができます。電子申請をするにあたっては、あらかじめ電子証明書^①の取得が必要です。

●e-Govを初めて使用される方は、「e-Gov電子申請システムの利用準備をする」ボタンをクリックして、各種環境設定を行ってください。

●労働保険の年度更新手続につきましては、電子申請メニュー「電子申請マニュアル」タブにある「労働保険料申告書(年度更新申告)マニュアル」に手続きの詳細な手順を掲載しておりますので、ご参照ください。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働保険年度更新
電子申請操作マニュアル

平成29年5月31日 Ver.1.5

●マニュアルには申告書の書き方、アクセスコードの利用方法、電子納付等の手続について記載しておりますので、ご参照のうえ、手続きをお進めください。

●e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター(電話番号050-3786-2225(050ビジネスダイヤル)、IP電話網が利用できない場合は017-771-9008)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで)へお問い合わせください。

審査状況の確認

電子申請にて申請していただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。

●審査状況をご確認いただくにあたっては、「到達番号」と「問い合わせ番号」が必要になりますので、申請データを送信後の表示される番号をお控えください。

※「到達番号」「問い合わせ番号」を紛失された場合は、電子政府利用支援センターまでお問い合わせください。

●「電子申請システム」画面の「状況照会」項目にある「状況照会」をクリックしてください。

●「状況照会」画面が表示されましたら、「到達番号」「問い合わせ番号」欄にそれぞれの番号を入力し、「照会」ボタンをクリックしてください。

●「状況確認」画面が表示されましたら、「手続の経過(日時)」をご確認ください。審査状況をご確認いただけます。

●「状況照会」画面からは「納付情報一覧」ボタンをクリックすることにより、電子納付手続に進むことができます。

電子納付のご案内

労働保険料の納付手続きについては、電子納付をご利用いただけます。

納付情報一覧

項番	納付番号	収納機関番号	取納機関番号	手続名	納付日	納付額	納付方法	電子納付	連号欄
1	0140010000000004	100100	00400	労働保険料 2014年11月分	2014年11月10日	200,000円	納付待ち	電子納付する	

●「状況確認」画面を表示してください。(画面の表示方法は前ページをご参照ください。)

●「状況確認」画面の「納付情報一覧」ボタンをクリックしてください。

●電子納付を行うにあたって必要な「収納機関番号」「納付番号」等が表示されます。

電子申請による年度更新申告を行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

A 電子申請による年度更新申告手続と同時に電子納付を行う場合

申請データの送信後、「納付情報一覧」画面において「電子納付する」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。

画面遷移先のインターネットバンキングに納付情報が送信されるため、電子納付を行う際に「収納機関番号」「納付番号」等の入力を省略できます。

B 電子申請による年度更新申告手続後、後日電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要になります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

C 電子申請による年度更新申告手続後、後日ATMにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。

この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要となります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

注意事項

- インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy(ペイジー)に対応していることが必要です。(対応金融機関はPay-easy(ペイジー)ホームページ <http://www.pay-easy.jp/where/index.html> を参照してください。)
- 労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご注意ください。
- 既に口座振替による納付手続をされている場合でも、電子申請手続を進めるうえで振込者の表示や納付に関するメールは通知されますのでご注意ください。



Pay-easy(ペイジー)とは、公共料金や税金また、その他様々な料金を全国の金融機関のインターネットバンキング、ATMなどから支払うことができるようになるMPN(マルチペイメントネットワーク)が提供するサービスです。詳しくはこちらまで(<http://www.pay-easy.jp/index.html>)

19 口座振替について

※口座振替を利用している事業場の申告書について

口座振替を利用している方への申告書には、以下のように印字されています。

この申告書は金融機関（銀行、郵便局等）で受付することができませんので、管轄の労働局、労働基準監督署又は社会保険・労働保険徴収事務センターに持参するか郵送してください。

口座振替を利用している場合は、領収済通知書を用いて金融機関に納付することができませんのでご注意ください。

なお、前年度中に事業廃止となった事業場は、口座振替の対象とはなりません。したがって、保険料等追加納付額が発生する場合には納付書による納付が必要になります。詳しくは都道府県労働局または、労働基準監督署にお問い合わせください。

※労働保険の主な事業廃止事由

- ①事業場を廃止する場合/②元請け工事を行わなくなった場合/③労働保険の事務組合へ事務を委託した場合

様式第6号（第24条、第25条、第22条関係）（甲）（表面）
●金融機関で受付できません。管轄の労働局等にご提出ください。

労働保険 概算・確定保険料 申告書
 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
 下記の注意事項をよく読んでから記入して下さい。
 OCR枠への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

提出用
 平成 29 年 月 日
 あて先 〒

継続事業
 （一括有期事業を含む。）
 ●●●●●●●●
 ●●●●●●●●
 ●●●●●●●●

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード
 下のとおり申告します。

※各種区分
 管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類

① 都道府県 所管 管轄(1) 基幹番号 枝番号
 労働保険番号 X X 1 0 1 X X X X X X - 0 0 0

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789
 ※取扱行名 ※取扱行番号 徴収勘定 保険料収入及び一般拠出金収入
 労働保険特別会計 0847 厚生労働省 所管 6118 ※平成 29 年度
 翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※第3片裏面の注意事項をよく読んで、太線の枠内を記入して下さい。

納付の目的
 1. 平成 年度 期 (全額又は期)
 2. 平成 年度 期 (全額又は期)

(住所) 〒 ○○○-○○○○
 東京都
 ○○区○○○
 ○丁目○番地○○
 (氏名) 株式会社
 ○○興業 殿

納付額 (合計額) 千 百 十 円
 上記の合計額を領収しました。
 領収日付印

****【口座振替のお知らせ】****
 口座振替を申込みいただいておりますので、この申告書は金融機関で受付できません。7月10日までに管轄労働局等に提出下さい。全期・第1期口座振替日は、9月6日です。
 ※7月10日、9月6日が土・日・祝日の場合には、翌営業日となります。

【口座振替に関するQA】

- Q. 現在、口座振替を利用していますが、口座振替の申込み手続きは毎年必要でしょうか。
- A. すでに口座振替を利用していれば、毎年申込み手続きは必要ありません。口座振替日に引き落としが行われるよう、年度更新手続き期間内に申告書のご提出を頂きますようよろしくお願いいたします。

20 年度更新よくある質問

- Q1. 一般拠出金の計算をしたら小数点以下が発生してしまいました。切り捨てですか。切り上げですか。
- A. 切り捨てになります。
- Q2. 28年度確定保険料の計算をしたところ不足額が発生し、29年度概算保険料と合計すると20万円を超えます。概算保険料のみですと20万円未満ですが延納できますか。
- A. 延納することはできません。概算保険料額が20万円以上の場合のみ、延納可能となります。(P.13参照)
- Q3. 申告書を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。
- A. Q4の領収済通知書(納付書)以外であれば訂正できますので、訂正後の数字(文字)がわかるように書き直してください。訂正印を押す必要はありません。
- Q4. 領収済通知書の納付額を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。
- A. 訂正はできませんので、必ず新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。新しい領収済通知書(納付書)は最寄りの労働基準監督署及び労働局に用意してあります。なお、他都道府県の領収済通知書(納付書)での納付はできませんのでご注意ください。(P.13参照)
- Q5. 事業主(事業)の名称・所在地を移転(名称を変更)しましたが、申告書の⑳事業主(㉔事業)の欄は新旧どちらを記入したらいいのですか、また、領収済通知書(納付書)の印書されているものは訂正していいのですか。
- A. 申告書には移転先の新しい所在地(名称)をご記入ください。領収済通知書(納付書)については訂正せずそのまま使用してください。なお、変更があった場合は労働基準監督署へ「名称、所在地等変更届」を、ハローワークへ「事業主事業所各種変更届」をご提出ください。(P.31参照)
- (なお、印字されている所在地は、登録されている「事務所」の所在地です。)
- Q6. 年度更新に必要な用紙はホームページからダウンロードできますか。
- A. 厚生労働省ホームページからダウンロードできます。それ以外の方は電子申請をご利用いただくか、最寄りの労働基準監督署、労働局で入手してください。
- なお、年度更新申告書はダウンロードできません。
- (下記URLもしくは「労働保険関係様式」で検索してください。)
- <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>
- Q7. 納付金額がないとき申告書の提出はどうしたらいいのですか。
- A. 納付する保険料がない場合は申告書を金融機関へ提出することができません。申告書のみを管轄の労働基準監督署、労働局または社会保険・労働保険徴収事務センターにご提出(郵送でも可)ください。
- Q8. 還付額があるときはどうしたらいいのですか。
- A. 申告書の提出だけでは還付されませんので、必ず「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を管轄の労働基準監督署または労働局へご提出ください。還付請求には時効がありますので、ご注意ください。
- Q9. もっと詳しく知りたいときはどうしたらいいのですか。
- A. 労働局または最寄りの労働基準監督署の労働保険担当窓口等でご相談ください。

【電子申請に関すること】

- Q1. 電子申請で手続きをしましたが、入力誤り(入力もれ)がありました。どうしたらいいのですか。
- A. 入力誤り等があった場合には、修正した内容での再度の手続きは不要ですので、まずは、管轄の労働局に連絡してください。(特に、年度更新申告書において、一般拠出金額欄の入力もれが多くみられますので、入力する際にはご注意ください。)
- Q2. 電子申請をした場合には、保険料の納付は、必ず電子納付で行う必要がありますか。
- A. 電子申請の場合でも、納付方法は任意ですので保険料の納付は、従来どおり、納付書で行うことができます。
- Q3. e-Gov の一括申請により、電子申請を行いました。問題なく受付されたのでしょうか。
- A. 申請先の労働局において、申告書の記載内容を確認し、申請内容に不備等がなければ、電子公文書(申請書控)を返信します。
なお、一括申請において、労働保険番号の記入誤り、概算保険料額、一般拠出金額の入力もれなどが多くみられますので、申請する際には、入力内容を確認の上、申請してください。

労働保険料は口座振替が便利です！

「口座振替による納付」のメリット

- 1 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- 3 手数料はかかりません。
- 4 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。



保険料を延納（分割納付）している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期・第1期	第2期	第3期
通常の納期限	平成29年7月10日	平成29年10月31日	平成30年1月31日
口座振替納付日	<u>平成29年9月6日</u>	<u>平成29年11月14日</u>	<u>平成30年2月14日</u>
ゆとり日数	58日	14日	14日
口座振替申込期限	平成29年2月27日 (※)	平成29年8月15日	平成29年10月11日

(※) 申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

かんたんな手続きで完了

1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

2 金融機関の窓口へ提出

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。

対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- ◎ 毎回、口座振替納付日の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ◎ 口座振替納付後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。



都道府県労働局・労働基準監督署

社会保険・労働保険徴収事務センター